

平成31年 第7回 福岡市選挙管理委員会

3月28日（木） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第22号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第23号 福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する
支出金額の制限額について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示
する証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年4月9日（火） 午前10時30分
- ・平成31年4月22日（月） 午前10時30分
- ・平成31年5月7日（火） 午前10時30分

議案第22号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，平成31年3月28日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

平成31年3月28日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,213 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
210,106 人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
257,580 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	82,576 人
博多区	64,108 人
中央区	53,079 人
南 区	71,107 人
城南区	34,522 人
早良区	58,828 人
西 区	55,993 人

（理由）

地方自治法第74条第5項，第75条第5項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項，市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参 考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長，市選挙管理委員，監査委員の解職請求
(80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長，教育委員の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

2 計算式

1 について

$$\text{全 市} \quad 1,260,634 \times 1/50 = 25,212.68 \rightarrow 25,213$$

2 について

$$\text{全 市} \quad 1,260,634 \times 1/6 = 210,105.66 \rightarrow 210,106$$

3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,260,634 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 257,579.24 \rightarrow 257,580 \end{aligned}$$

4 について

東 区	247,727	$\times 1/3$	=	82,575.66	$\rightarrow$	82,576
博多区	192,324	$\times 1/3$	=			64,108
中央区	159,237	$\times 1/3$	=			53,079
南 区	213,319	$\times 1/3$	=	71,106.33	$\rightarrow$	71,107
城南区	103,566	$\times 1/3$	=			34,522
早良区	176,484	$\times 1/3$	=			58,828
西 区	167,977	$\times 1/3$	=	55,992.33	$\rightarrow$	55,993

※ 端数は切り上げる。

議案第23号

福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり定め、告示する。

平成31年3月28日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

選挙区	支出金額の制限額
東 区	6,776,000円
博多区	6,884,100円
中央区	7,089,500円
南 区	6,589,600円
城南区	6,271,900円
早良区	6,621,800円
西 区	6,828,600円

(理由)

公職選挙法第194条及び第196条並びに同法施行令第127条の規定による。

(参考)

計算方法

$$\frac{\text{(当該選挙区の選挙人名簿登録者数)}}{\text{(当該選挙区の議員定数)}} \times \text{(人数割額)} + \text{(固定額)} = \text{(制限額)}$$

(149円) (3,700,000円) (100円未満の端数は切り上げ100円単位)

東 区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{247,727}{12}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 6,775,943.5\cdots$
			$\Rightarrow \underline{6,776,000}$

博多区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{192,324}{9}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 6,884,030.6\cdots$
			$\Rightarrow \underline{6,884,100}$

中央区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{159,237}{7}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 7,089,473.2\cdots$
			$\Rightarrow \underline{7,089,500}$

南 区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{213,319}{11}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 6,589,502.8\cdots$
			$\Rightarrow \underline{6,589,600}$

城南区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{103,566}{6}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 6,271,889$
			$\Rightarrow \underline{6,271,900}$

早良区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{176,484}{9}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 6,621,790.6\cdots$
			$\Rightarrow \underline{6,621,800}$

西 区

(人)	(円)	(円)	(円)
$\frac{167,977}{8}$	$\times 149$	$+ 3,700,000$	$= 6,828,571.6\cdots$
			$\Rightarrow \underline{6,828,600}$

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙運動に関する支出金額の制限)

第194条 選挙運動…(略)…に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、…(略) …次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額を超えることができない。

(1)～(2) (略)

(3) 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

(4) (略)

2 前項の場合において100円未満の端数があるときは、その端数は、100円とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

第196条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会…(略)…は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前2条の規定による額を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(選挙運動に関する支出金額の制限額)

第127条 …(略)…法第194条第1項に規定する政令で定める…(略)…金額(以下この条において「人数割額」という。)及び同項に規定する政令で定める額(以下この条において「固定額」という。)は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。…(略)…。

選挙の種類	人数割額	固定額
(略)	(略)	(略)
都道府県の議会の議員の選挙	83円	390万円
<u>指定都市の議会の議員の選挙</u>	<u>149円</u>	<u>370万円</u>
(略)	(略)	(略)

2 前項の表の中欄に掲げる人数割額に当該上欄に掲げる選挙の種類に応ずる法第194条第1項各号の区分による数を乗じて得た額が、当該下欄に掲げる固定額…(略)…を超え、指定都市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日に当該選挙区の区域の全部を含む区域をその区域とする選挙区において当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選挙が行われるものとして算出した場合における当該都道府県の議会の議員の選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額から当該固定額を減じて得た額(以下この項において「減じて得た額」という。))を超えるときは、当該人数割額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該相当する額又は当該減じて得た額を当該区分による数で除して得た額とする。

報告事項 1

平成31年 3 月28日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区 分	3 月20日現在 選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 (a)	平成31年 3 月20日以降の抹消者数					移替え による 増加数 (c)	移替え による 減少数 (d)	3 月20日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	平成31年 3 月28日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)
		3 月28日区委員会議決分			抹消者 の合計 (b)	男					女	合計(g)		
		市外転出 後 4 箇月 経過者	死亡者	在外登録 移転者										
東 区	247,706	210	156	54	0	210	0	0	0	231	118,787	128,940	247,727	21
博多区	192,309	256	207	49	0	256	0	0	0	271	92,005	100,319	192,324	15
中央区	159,184	164	116	48	0	164	0	0	0	217	69,096	90,141	159,237	53
南 区	213,327	184	132	52	0	184	0	0	0	176	98,065	115,254	213,319	-8
城南区	103,598	92	58	34	0	92	0	0	0	60	48,152	55,414	103,566	-32
早良区	176,507	151	64	87	0	151	0	0	0	128	81,814	94,670	176,484	-23
西 区	167,952	97	67	30	0	97	0	0	0	122	78,609	89,368	167,977	25
市合計	1,260,583	1,154	800	354	0	1,154	0	0	0	1,205	586,528	674,106	1,260,634	51

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月20日・21日・28日区委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	131	0	0	0	131
博 多 区	103	0	0	0	103
中 央 区	143	0	0	0	143
南 区	130	0	0	0	130
城 南 区	71	0	0	0	71
早 良 区	118	0	0	0	118
西 区	69	1	0	0	70
福岡市計	765	1	0	0	766

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

平成34年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 87人） |
| (2) 後援団体用 | 1団体（全交付数 85団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 1人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 1団体） |